

2025年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試B日程 試験問題

民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、表紙を含め5枚である。
2. 問題には、問題1（民法）、問題2（民事訴訟法）、問題3（商法）がある。
配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配付されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民法法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】

以下の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

〔問 1〕（配点 60 点）

以下の〔事実〕（1）から（6）を前提として、下記の〔問い〕に解答しなさい。

〔事実〕

- （1）2024 年 4 月 1 日、A が所有する絵画甲について、A を売主、B を買主、代金を 200 万円とする売買契約（以下「本件売買契約①」という。）が、AB 間で締結された。同日、本件売買契約①に基づいて、B は A に対して代金 200 万円を支払った。
- （2）B は、絵画甲を B 宅の応接室に設置したいと考えていた。もっとも、絵画甲は大型の絵画であり、これを B 宅の応接室に設置するためには、特注の額縁に絵画甲を入れる必要があり、特注の額縁が完成して B 宅に届けられるのは 2024 年 5 月 15 日頃となる見通しであった。そこで、本件売買契約①に基づき A が B に絵画甲を現実に引き渡す日を 2024 年 6 月 1 日とし、それまでは A が B のために絵画甲を A 宅で保管することが、本件売買契約①を締結した際に AB 間で合意された。
- （3）2024 年 5 月 1 日、絵画甲について、A を売主、C を買主、代金を 200 万円とする売買契約（以下「本件売買契約②」という。）が、AC 間で締結された。同日、本件売買契約②に基づいて、C は A に対して代金 200 万円を支払った。
- （4）C は、絵画甲を C 宅のリビングに設置したいと考えていたが、そのためには C 宅のリビングを改造する必要があった。そこで、C 宅のリビングを改造する工事が完了するまでは、A が C のために絵画甲を A 宅で保管することが、本件売買契約②を締結した際に AC 間で合意された。
- （5）本件売買契約②が締結された 2024 年 5 月 1 日の時点において、A は C に対して、絵画甲について既に AB 間で本件売買契約①が締結されていた事実を伝えていなかったもので、この時点では C は絵画甲について A の所有であると過失なく信じていた。もっとも、2024 年 5 月 15 日、C は、本件売買契約②に先立って AB 間で本件売買契約①が締結されていたことを知るに至り、すぐに A 宅に赴いて A に対して絵画甲を直ちに引き渡すよう求め、同日 A から絵画甲の引渡しを現実に受けた。
- （6）現在は、2024 年 7 月 1 日である。

[問い]

2024 年 7 月 1 日現在、B は C に対して、絵画甲の引渡しを求めることができるか。B の請求の根拠と、想定される C の反論を明らかにしつつ論じなさい。

[問 2] (配点 20 点)

同時履行の抗弁権とは、どのような権利であるかについて、具体例を 1 つ挙げて簡潔に説明しなさい。その際には、同時履行の抗弁権と留置権との相違点についても簡潔に説明しなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】

〔事実〕を読んで、〔問 1〕〔問 2〕に解答しなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔事実〕

Xは、自己が所有する土地（以下、「甲地」という）を不法に占有するYを被告として、甲地がXの所有に属する旨の確認を求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。

以下の〔問 1〕〔問 2〕に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。

〔問 1〕（配点10点）

Xが作成し提出した訴状における請求の原因には、Xの所有権の取得を根拠づける事実（いわゆる請求原因事実）が一切記載されていなかった。当該訴状は、どのように処理されるべきか。論拠を挙げて説明しなさい。

〔問 2〕（配点25点）

本訴が第一審に係属中、YがXを被告として、甲地がYの所有に属する旨の確認を求める訴え（以下、「別訴」という）を、本訴とは別の管轄裁判所に提起した。別訴は、どのように処理されるべきか。論拠を挙げて説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題 3】

〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、【問題 1】【問題 2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 3」と記入すること。

〔問 1〕（配点10点）

A株式会社の監査役Bは、A社の子会社C社の取締役を兼ねることができるか。なぜか。会社法の根拠条文とともに解答しなさい。

〔問 2〕（配点25点）

P 株式会社は発行可能株式総数 3 万株、発行済株式総数 1 万株の公開会社であり、取締役は A・B・C・D・E の 5 名、代表取締役 A が P 社株式の 40%を保有し、残りの保有割合は、B・C がそれぞれ 10%、主要取引先である F 社が 30%、X が 10%である。

P 社はホテル事業とレストラン事業を営んでいたが、このうちレストラン事業を事業譲渡（以下、本件譲渡契約）することとした。譲渡の相手方を F、譲渡対価を 10 億円とする旨の株主総会の議案が上程されたが、この金額は正当な評価額の約半額であった。

株主総会では、全ての株主が議決権を行使し、B・C・X は反対したが、A・F の賛成により本件譲渡契約は可決された（以下、本件決議）。本件譲渡契約の履行により、正当な譲渡対価を得られなかった P 社は、当該事業年度の剰余金の配当が皆無となった。

訴訟要件を充たした上で X は本件決議取消しの訴えを提起した。X の請求は認められるか。

《問題 3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題趣旨】

【問題 1】 民法

〔問 1〕 動産物権変動の対抗要件具備と即時取得が問題となる場面において、占有改定による引渡しが行なされたことがどのような意味を持つのかについての理解を問うものである。

〔問 2〕 同時履行の抗弁権についての基本的な理解を問うものである。

【問題 2】 民事訴訟法

訴状の記載事項と裁判長の訴状審査権をめぐる規律〔問 1〕、および、重複訴訟禁止の規律〔問 2〕についての理解を問う問題である。

【問題 3】 商法

〔問 1〕 監査役の兼任禁止（会社法 335 条 2 項）の範囲と趣旨を問うもの。

〔問 2〕 会社法 831 条 1 項 3 号に基づく株主総会決議取消（以下、3 号取消）の可否を問うもの。3 号取消の要件を明確に示した上で、事案に沿って検討することが期待される。